

各都道府県建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

旭化成建材(株)によるくい施工データの流用等が判明した物件に関する
くいの支持層到達を確認する方法について

旭化成建材(株)によるくい施工データの流用等が判明した物件の安全性確認については、平成27年11月4日付け国住指第2910号に基づき、対象建築物の安全性確認等を早急に実施し、その結果を報告するよう依頼しているところですが、くいの支持層到達を確認する方法について、昨日開催された「第3回基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」における審議を踏まえて、別添資料のとおりとりまとめましたのでお送りいたします。

施工データの流用等が判明した物件(360件)のうち、地方公共団体の調査等により11/13までにデータ流用等が明らかになった物件及び横浜市のマンションの担当者が関与した物件(重複を除き計82件)については、先行的に調査を行い、11月中に目途を付けていただくよう依頼しているところですが、残りの278件についても、別添資料を参考として、施設管理者、工事施工者等に対し、建物の状況による安全性の確認及び支持層到達状況の調査を早急に実施すること及びその結果を報告することを求めていること、その状況を下記要領により国土交通省に報告してください。360件の全体について、調査が困難なものを除き、12月中に目途をつける方向で対応することとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、根固め部の施工状況の調査については、別途、調査方法も含めて連絡する予定です。

また、本事務連絡の発出に伴い、11月13日付け事務連絡に基づく11月27日(金)中の報告については不要とすることとします。

この旨、貴管内の特定行政庁に対しても周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 報告内容

(1) 建物の状況による安全性の確認について

- 別添様式1による現地確認の状況(公共物件の公表の際の報告様式を一部変更したものに、民間物件も含めて記載してください。)

(2) 支持層到達状況の調査について

- 別添様式2による支持層到達状況調査の状況(11/13付け事務連絡の様式を一部変更したもの。なお、特定行政庁として、調査結果が概ね妥当と判断できる段階になりましたら、事前に国土交通省まで連絡してください。)

○ 説明資料

<類型A・Bの場合>

- a. 杭伏図(データ流用等のあったくいの位置、設計段階(又は施工段階)の地盤調査の位置及び支持層深さ、試験ぐい又は試験堀の位置及び支持層深さ、データ流用等のなかったくい位置における支持層深さ(深さがわかる場合)、くい先端深さ等を記載。事例②又は事例③参照。参考資料「杭伏図作成例」も活用してください)

- b. 柱状図及び想定地盤断面図（設計段階の地盤調査に基づくもの）
- c. 杭リスト（施工記録から、くい毎に、くい径、くい長、くい頭高、くい先端深さを整理）

<類型 C の場合>

- ・ データ流用等のあったくいの施工段階において、発注者等が立会い、適切に施工されたことをチェックした記録を説明する資料（事例④参照）

<類型 D の場合>

- ・ 類型 A・B の場合と同じ。但し、a. 杭伏図に、追加ボーリング調査等の位置及び支持層深さを記載するとともに、b. 柱状図及び想定地盤断面図に、追加ボーリング調査等の情報を記載すること。

2. 報告期限

（1）建物の状況による安全性の確認について

- ・ 12月3日（木）中

先行調査対象 82 件については、11/25 の対策委員会の資料 2-2 の内容と整合させてください。

（2）支持層到達状況の調査について

- ・ 第一段階：11月30日（月）中

先行調査対象 82 件について、別添様式 2 に記載して提出してください。説明資料の取扱いについては、別途、個別に連絡させていただきます。

- ・ 第二段階：12月10日（木）中

残りの 278 件のうち、公共物件の A～C に該当するものについては、原則として調査を終了させるとともに、公共物件の D に該当するものについては、ボーリング調査等のスケジュール（原則として年内）を確定させてください。また、民間物件については、少なくとも、A～D の類型区分（予定）、D に該当する場合の追加ボーリング調査等のスケジュールの予定（可能な限り年内）を記載してください。

- ・ 第三段階：12月17日（木）中

残りの 278 件のうち、民間物件についても、A～C に該当する物件については、原則として調査を終了させるとともに、D に該当する物件については、ボーリング調査等のスケジュール（可能な限り年内）を確定させてください。

3. 報告・問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室

電話 03-5253-8111（代表）、03-5253-8933（夜間直通）

（担当者）

- ・ 北海道及び東北・北陸・中部の各地整管内 山田（内 39504）
- ・ 関東地整管内 東條（内 39505）
- ・ 近畿・中国・四国・九州の各地整管内 木村（内 39506）

上記 3 名のほか、村田（内 39564）、大槻（内 39540）、荒川（内 39525）

<メールについては、必ず以下の 6 人全員宛てに、送信をお願いいたします。>

yamada-t2yt@mlit.go.jp, tojo-a279@mlit.go.jp, kimura-y8316@mlit.go.jp,

murata-h2s7@mlit.go.jp, otsuki-y25x@mlit.go.jp, arakawa-t226@mlit.go.jp